

パブリックコメント案件概要

案件名:「(仮称)尼崎市多文化共生社会推進指針」(素案)の策定について

1. 施策の概要

多文化共生社会の実現に向け、現行の「尼崎市国際化基本方針」を見直し、本市を取り巻く外国籍住民の環境や人口構成の変化に対応した「(仮称)尼崎市多文化共生社会推進指針」を策定するものです。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

○本市では、「尼崎市総合計画」や、「尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画」に基づき、様々な多文化共生施策の取組を進めてきましたが、分野別計画である「尼崎市国際化基本方針」は平成6年度に策定し、30年目を迎えています。

○本市の外国籍住民は令和6年11月現在で14,126人となり、平成6年当時と比較し人口構成や在留資格は大きく変化しています。

○国においては、国内の働き手不足を背景とした「特定技能制度」や「育成就労制度」の創設など、更なる外国人材の確保に向けた取組を進めています。

○こうした状況を踏まえ、本市の多文化共生の基本的な考え方と今後の方向性を改めて整理し、施策を総合的かつ着実に推進するため、新たに「尼崎市多文化共生社会推進指針」を策定します。

3. 目指す姿・対応策など

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、個々の人権を尊重し、相互に支え合いながら、共に地域社会を形成していく「多文化共生社会の実現」を目指して取り組みます。

4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 尼崎市に住所を有する人のみならず、在勤、在学する全ての外国人

期間: 概ね10年間(必要に応じて見直す)

5. 市民意向調査の概要

令和4年度「外国人生活実態アンケート調査」(18歳以上の市内在留外国人11,209人)、令和5年度「留学生や外国人を雇用する事業所、外国人労働者等に対する個別ヒアリング」(21団体)を実施し、言語や文化等の壁による様々な生活課題や、地域住民との相互理解の必要性等について課題やニーズの把握を行いました。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

本市は歴史的経緯を有し、まちの発展に大きな役割を果たしてきた韓国・朝鮮籍をはじめとする多くの外国籍住民が居住し、これまでから様々な人権施策に取り組み、令和2(2020)年には「尼崎市人権文化いきづつまちづくり条例」を制定、令和3(2021)年には「尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画」を策定し、さらなる人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。近年、国の外国人労働者の受入施策もあり、本市の在留外国人の人口構成や、在留資格は多様化するともに、今後は更なる定住化が見込まれます。そのためには、外国籍住民を含む一人ひとりが、相互理解を深め、支え合いながら、共に地域社会を形成していく必要があり、その大前提として、外国籍住民を含む一人ひとりがかけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重されるべきであるという視点をもって取組を進めることが重要であることについて議論を行いました。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

7. 今後のスケジュール

令和6年12月17日～令和7年1月7日 市民意見公募手続の実施

令和7年2～3月 尼崎市人権文化いきづつまちづくり審議会意見聴取及びパブリックコメントの結果公表

令和7年3月末 指針の成案化及び公表

8. 添付資料

(仮称)尼崎市多文化共生社会推進指針(素案)

9. お問い合わせ先

総合政策局人権・文化担当ダイバーシティ推進課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

本庁中館7F

電話番号(TEL) 06-6489-6658、ファクス(FAX) 06-6489-6661

メールアドレス(Eメール) ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp